

2023年6月9日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」に対する意見

（意見提出者）

一般社団法人流動化・証券化協議会

〒105-0011

東京都港区芝公園3丁目5-8

機械振興会館505号室

TEL: 03-6450-1421

FAX: 03-6450-1432

貴庁より2023年（令和5年）5月12日付けで公表された「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案につき下記の通り当協議会の意見を申し述べます。今後の告示改正および関連する「金融庁Q&A」の追加・改訂の際にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

## 記

「信用情報機関」（その1）

第267条の2 第3項第5号ロおよび第267条の3 第3項第4号イ（2）

原則として「証券化取引実行」の「45日前」以降に「信用情報機関」に一定の情報が登録されていないことについての確認を求める要件の実質面について

本告示文言に係る現行の「金融庁Q&A」に「ただし、オリジネーター及び債務者間の契約において個人情報の利用目的が制限されている等の理由により」とある個所につき、「適格短期STC」の「金融庁Q&A」作成の際には「契約等により個人情報の利用が制限されている等の理由により」等と改めていただきたい。

オリジネーターが与信審査時等に加え、証券化取引実行の直前（45日以内前）に改めて「信用情報機関」に対し信用情報の照会ができない事例は、オリジネーターと債務者間の契約（約款の形式のものを含む）において明示的に債務者の許諾を得ていない事例に限られず、「信用情報機関」の利用規約や方針に起因する場合があります。当協会法人会員の1社は、個人向け債権を証券化するに先立ち、加盟する「信用情報機関」に対して、証券化することを理由

として債務者の信用情報の照会が可能かと問い合わせたところ、利用規約上明示されている利用目的に必ずしも合致しないことを理由に難色を示されたことを経験しています。

従いまして、「適格短期 STC」に関する「金融庁Q&A」の作成に際しましては（現行の「適格 STC」の「金融庁 Q&A」記載の）「ただし、オリジネーター及び債務者間の契約において個人情報の利用目的が制限されている等の理由により」ではなく、「契約等により個人情報の利用が制限されている等の理由により」等と定めるとともに、現行の「適格 STC」に関する「金融庁 Q&A」も同様に変更していただきたい。

#### 【補足説明】

オートローンを含むクレジット債権等の小口の主に個人向け債権の証券化にあたっては、日本ではカットオフ時点で延滞が生じていないことを適格要件として合意し、オリジネーターが表明保証する慣行が定着しています。証券化するからといって、改めて（証券化対象資産の候補となる債権に係る）全債務者の信用情報の照会を行うことはしていません。そもそも本項目の趣旨は多数分散型の正常債権を対象とした証券化において、不良債権が混入しないことを意図しているものと推測しますが、当協議会関係者中、複数の証券化実務者は「カットオフ時点で延滞が生じていない」ことを要求することで十分に不良債権の排除がなされていると考えているようです。延滞（支払いの遅延）が生じていない時点でネガティブな信用情報（たとえば、「破産」など）が「信用情報機関」に報告されているケースは皆無ではないかもしれませんが、通常は、まずは延滞（未払い）が発生し、数か月のタイムラグを伴って破産や他社長期延滞などのネガティブ情報が発生するからです。また、日本では、官報の紙上に破産者の氏名と住所が掲載される公告による公示制度が運用されており、官報の公告は「信用情報機関」に限らず、クレジット会社等の個人に対して信用供与する企業の多くが独自に債権管理目的に利用している現実もあります。

#### 「信用情報機関」（その2）

第 267 条の 2 第 3 項第 5 号ロおよび第 267 条の 3 第 3 項第 4 号イ（2）

#### 「信用情報機関」ということばについて

ここで用いられている「信用情報機関」ということばについて、日本を例に挙げると、日本国内で営業する全国銀行個人信用情報センター（KSC）、株式会社シー・アイ・シー（CIC）、日本信用情報機構（JICC）の 3 社を、米国で営業する Experian、Equifax、Trans Union の 3 社（いずれも英語では“consumer credit bureau/bureaux/bureaus”と呼ばれる業態の事業者）を連想するため、当協議会の法人会員を含め、そのように解釈しているものと理解しています。

この「信用情報機関」に対応するバーゼル銀行監督委員会のテキスト上の表記は“public credit registry”（「公的信用情報登録機関」）（CRE 40.75 および CRE 40.110）となっています。

果たして、この“public credit registry”が KSC、CIC、JICC などの企業や機関を意味する

ことばとして使われているのか疑問に思っています。日本語で「信用情報機関」、英語で“consumer credit bureau/bureaux/bureaus” と呼ばれる機関は民間企業・民間団体であり、「公的」(public) な性格は有していないようにも思えるからです。

世界銀行 (IBRD and IDA) のウェブサイトでは、“credit registry” と “credit bureaus” は別物であるとの解説が掲載されています。

World Bank -- Credit registry—Definition and comparison to credit bureaus

<https://www.worldbank.org/en/publication/gfdr/gfdr-2016/background/credit-registry/>

ここでは、“One of the main differences in comparison with credit bureaus—the other main type of credit reporting institution—is that credit registries tend to be public entities. They are usually managed by central banks or bank supervision agencies. In contrast, credit bureaus tend to be privately owned and privately operated companies” といった解説がなされています。

こうした解説を踏まえると、米国の民間営利企業で一般的に “consumer credit bureau” と呼ばれる Experian、Equifax、Trans Union の3社は “credit registry” には該当しないとも考えられます。また、そうした解釈を採用すると、日本には “public credit registry” は存在しないように思えます。

中国には、「征信中心」(中国人民銀行征信中心、Credit Reference Center, The People’s Bank of China, CRC) と呼ばれる “credit registry” があり、銀行等が個人に信用供与する際に利用されているようです。インドにはインドの中央銀行である Reserve Bank of India が運営する “Public Credit Registry” という名称の公的信用情報登録機関が存在するようです。

世界銀行は “credit registry” に関する調査を実施しておりますが、最新の調査結果 (主に 2019 年時点) では、中国における “credit registry” のカバレッジ率は 100.0% となっている一方で、日本のカバレッジ率は 0.0% となっており、日本には “credit registry” が存在しないことを示唆しているようにも思えます。以下に世界銀行による調査結果が掲載されているサイトの URL を示します。

Public credit registry coverage (% of adults), World Bank, Doing Business project (doingbusiness.org). NOTE: Doing Business has been discontinued as of 9/16/2021.

[https://data.worldbank.org/indicator/IC.CRD.PUBL.ZS?name\\_desc=false](https://data.worldbank.org/indicator/IC.CRD.PUBL.ZS?name_desc=false)

以上